

議案説明書

行政経営部 人事課

上下水道局 企業経営課

提出議会：令和4年第6回定例会

1 案件名

議案第74号 職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備について

2 概要

地方公務員法の改正を踏まえ、所要の改正を行う。

3 理由、趣旨、目的、内容等

定年引上げの趣旨

定年を令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引上げ、令和13年度に65歳とする。(佐野市職員の定年等に関する条例(以下、「定年条例」という。)第3条、附則第4項関係)

年度	現行	令和5年度～	令和7年度～	令和9年度～	令和11年度～	令和13年度～
定年年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

※職務の特殊性から医師の定年は段階的に70歳に引上げる。

※定年の引上げに併せて、現行の再任用制度を廃止する。

※定年の段階的な引上げ期間中は、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、定年から65歳までの間の経過措置として現行の再任用制度と同様の制度(暫定再任用制度)を適用する。

条例で定める主な事項

(1) 管理監督職勤務上限年齢制(以下、「役職定年制」という。)

管理職に就いている職員(管理職手当支給対象者)を、60歳に達した日後の最初の4月1日(以下、「特定日」という。)以後に管理職以外の職へ降任させる制度。(定年条例第6条～第11条関係)

※役職定年となる年齢は60歳。

※特定日以後、新たに管理職に就くことができない。

※欠員補充が困難な職等の特別な事情がある場合は、役職定年を適用しない例外措置も可能。(役職定年制の特例任用)

(2) 給料月額7割措置

給料月額を特定日以後、7割水準とする。(佐野市職員の給与に関する条例(以下、「給与条例」という。)附則第13項、第14項関係)

特定日以後の給料月額

＝60歳到達時点の（給料表の職務の級・号給に応じた）給料月額
※役職定年により降任した職員の給料月額
＝降任後の給料月額の70%＋管理監督職勤務上限年齢調整額
降任後の給料月額は、降任に伴う引下げと7割措置による引下げにより2段階で大きく引き下がることから、管理監督職勤務上限年齢調整額を加えることで、結果として60歳到達時点の給料月額の7割水準となる。

(3) 定年前再任用短時間勤務制

定年前再任用短時間勤務制は、60歳到達後、定年前に退職した職員を、短時間勤務の職に採用する制度。（定年条例第12条関係）

※任期は定年退職日相当日（常勤職員の定年退職日）まで。

※給与、勤務条件等は現行の再任用制度と同じ。

(4) 情報提供・意思確認

職員が60歳に到達する年度の前年度に、60歳以後に適用される任用、給与、退職手当の制度について情報を提供し、60歳以後の勤務の意思を確認する。（定年条例附則第6項関係）

改正条例及び改正概要一覧

(1) 第1条関係（佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正）

引用している佐野市職員の給与に関する条例の改正に伴い、規定の整備をする。

(2) 第2条関係（佐野市職員の再任用に関する条例の廃止）

現行の再任用制度を廃止する。

(3) 第3条関係（佐野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正）

定年前再任用短時間勤務職員を報告の対象となる職員として規定する。

(4) 第4条関係（佐野市職員の降給に関する条例の改正）

定年引上げに伴う降給についての規定を定める。

(5) 第5条関係（佐野市職員の定年等に関する条例の改正）

定年年齢の引上げ、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制、及び翌年度に60歳となる職員への情報提供、意思確認について定める。

(6) 第6条関係（佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の改正）

懲戒処分のうち減給について、処分の発令後に給料月額が減額された場合の取扱いを設ける。

(7) 第7条関係（佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正）

定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間、週休日、勤務時間の割振り、年次有給休暇等について定める。

(8) 第8条関係（佐野市職員の育児休業等に関する条例の改正）

役職定年制の特例任用に該当する職員を育児休業及び育児短時間勤務をできない職員として定める。定年前再任用短時間勤務職員を部分休業をできない職員

として定める。

- (9) 第9条関係（佐野市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の改正）
現行の再任用職員に関する規定を削除し、役職定年制の特例任用に該当する職員を、派遣することができない職員に追加する。
- (10) 第10条関係（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の改正）
役職定年制の特例任用に該当する職員を、派遣することができない職員に追加する。
- (11) 第11条関係（佐野市職員の給与に関する条例の改正）
定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の算定方法や時間外勤務手当の支給割合等を定める。特定日以後の給与を7割水準とすることを規定する。
- (12) 第12条関係（佐野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正）
地方公務員法の改正により生じた条ずれを措置する。
- (13) 第13条関係（佐野市水道事業企業職員及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正）
地方公務員法の改正により生じた条ずれ及び見出しを措置する。企業職員における給与の取り扱いを定める職員の変更について附則を加える。

4 その他の事項

施行日 令和5年4月1日（附則第21項の規定については公布の日）